

第4回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成21年9月26日（土）13:30～16:30

開催場所：一宮市民会館1階大会議室

出席委員氏名：

浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、鶴飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計16名

欠席委員氏名：青木委員 計1名

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

■提言書項目の検討

○第2章 市民参加のまちづくり

第5項：総合計画によるまちづくり

- ・「監視」という言葉を条文では「当事者になる」という意味の表現に変える。

第6項：意見・要望・苦情等

- ・意見・要望については、流山市の「提案制度」をたたき台とする。
- ・苦情等については、流山市の「苦情等への対応」をベースに今までの議論を加えた形で条文化する。

第7項：住民投票

- ・豊田市のような書き方とする。

○第3章 市民自治の仕組み

第1項：協働のまちづくり

- ・提言書のとおり。

第2項：まちづくりと地域活動団体

- ・「位置づけ・役割」、「運営」、「積極的な関わり」の3項目にまとめる。
- ・上記3項目に入らない部分は解説に書く。

第3項：まちづくりとNPO

- ・地縁以外の非営利組織の表現を工夫する。

- ・ 上記組織が大事な位置づけにあること、相互に連携しながら活動することが大事であることを書く。
- ・ 上記組織は、特定の年齢・年代によらない幅広い層により運営すると書く。
- ・ 上記組織を支援する旨を書く。

第4項：活動団体の支援と育成

- ・ 細かなところは整理しながら、もう少し丸めて書く。

第5項：地域づくり協議会

- ・ 方向性として、提言書の①を書く。
- ・ 行政は施策を講じる旨を、豊田市の第17条の後段部分「地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます」のように書く。